

統合幕僚監部達第2号

日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第10号）第54条の規定に基づき、統合幕僚監部における日仏物品役務相互提供の実施に関する達を次のように定める。

令和元年6月25日

統合幕僚長 陸将 山崎 幸二

統合幕僚監部における日仏物品役務相互提供の実施に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 物品の相互提供
 - 第1節 提供の要請（第6条－第11条）
 - 第2節 提供の受諾（第12条－第15条）
- 第3章 役務の相互提供
 - 第1節 提供の要請（第16条－第22条）
 - 第2節 提供の受諾（第23条－第28条）
- 第4章 物品又は役務の価格（第29条）
- 第5章 税法に係る手続（第30条）
- 第6章 雑則（第31条－第34条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第10号。以下「訓令」という。）第54条に基づき、統合幕僚監部における日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊（以下「仏軍」という。）との間における物品又は役務の相互の提供の実施の細部に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用関係)

第2条 日仏物品役務相互提供の実施についての必要な事項は、別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この達において用いる用語の意義は、訓令の定めによるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統幕 統合幕僚監部をいう。
- (2) 実施権者 訓令第2条第7号に規定する統合幕僚長をいう。
- (3) 部長等 統幕の部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官、首席後方補給官及び統合幕僚学校副校長をいう。
- (4) 物品管理官 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第7条第1項に規定する物品管理官及び分任物品管理官をいう。
- (5) 物品供用官 統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の物品管理に関する達（平成20年自衛隊統合達第21号）第5条に規定する物品供用官をいう。
- (6) 支出負担行為担当官 統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の会計事務に関する達（平成20年自衛隊統合達第12号。以下「会計事務に関する達」という。）第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。
- (7) 歳入徴収官 会計事務に関する達第4条に規定する歳入徴収官をいう。
- (8) 官署支出官 会計事務に関する達第4条に規定する官署支出官をいう。
- (9) 次官通達 日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令の運用について（通達）（防装庁（事）第64号。令和元年6月25日）をいう。
- (10) 確認基準通達 日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令第15条第2項及び第32条第2項の運用について（通達）（防装庁（事）第65号。令和元年6月25日）をいう。
- (11) 謄本 正本を複写し、裏面に「原本と相違ないことを証明する」と記載し、作成者の官職及び職印を押印したものをいう。

(事務手続の所掌)

第4条 訓令で規定されている実施権者に関わる事務手続は、首席後方補給官

が実施するものとし、部長等はその支援を行うものとする。

- 2 部長等は、所掌に関わる仏軍との調整を実施するとともに、調整結果について、首席後方補給官に通知するものとする。
- 3 実施権者に係る謄本は、首席後方補給官が自らの職印を用いて作成することができる。
- 4 統幕内における本達に定める各種通知は、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊における行政文書の管理に関する達（平成29年自衛隊統合達第10号）に定めるもののほか、他の規則に特別の定めのない限り、通知を行う者の署名又は職印を押印した書面の写しの送付によることができる。

（訓練等）

第5条 首席後方補給官は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条1aからeまでに定める訓練等の活動のために、統合的見地から仏軍と調整を行うことについて、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長から依頼を受けた場合は、部長等と連携し、当該調整を実施するものとする。

第2章 物品の相互提供

第1節 提供の要請

（物品提供の要請）

第6条 部長等は、仏軍に対し、物品の提供要請をする必要が生じ、物品管理官が必要であると認めた場合には、仏軍実施権者に対して、当該物品の品目、数量、受領時期、受領場所その他必要な事項について調整を行い、その結果を物品管理官及び首席後方補給官に通知するものとする。

- 2 首席後方補給官は、前項で通知された事項その他必要な事項を記入し、署名欄に署名又は職印を押印した発注証を3通作成し、2通を仏軍実施権者に送付するとともに、1通を保管するものとする。
- 3 首席後方補給官は、仏軍受諾証の写し1通の送付を受けた場合は、仏軍実施権者署名欄の欄外に接受年月日を記入し、正本を保管するとともに、謄本1通を作成し、物品管理官に送付するものとする。ただし、物品管理官が物品供用官又は物品補助者（物品管理官又は物品供用官が指定する補助者をいう。以下同じ。）に当該物品の受領を行わせるときにあつては、首席後方補給官は、謄本2通を作成し、物品管理官に送付するものとする。

（物品の受入れ）

第7条 物品管理官は、物品補助者に物品の受領を行わせる場合は、当該補助者に仏軍受諾証の謄本1通を交付するものとする。

- 2 物品管理官又は物品補助者は、物品の引渡しを行う仏軍に対し仏軍受諾証

の謄本を提示し、その身分を明らかにするとともに、品目、数量、質その他必要な事項を確認するものとする。

- 3 物品管理官又は物品補助者は、前項の確認終了後、仏軍の提示する仏軍受諾証 2 通の受領者欄に階級、氏名及び所属を記入して署名欄に署名又は職印を押印し、1 通を受領するとともに、1 通を物品と引替えに仏軍に渡すものとする。ただし、受領者が物品補助者の場合にあつては、当該職員の階級、氏名及び所属を記入して署名欄に署名するものとする。
- 4 物品管理官又は物品補助者は、仏軍が仏軍受諾証の正本 2 通を用意できなかった場合には、自己の保有する謄本の写しに階級、氏名及び所属を記入して署名欄に署名又は職印を押印し、欄外に正本は事後に実施権者間で作成される旨を記載し、受領の証明として仏軍に交付するものとする。
- 5 物品管理官は、第 2 項における確認の結果、仏軍受諾証に記載された品目、数量及び質に差異があるときは、部長等に通知し、次の各号のいずれかにより処理するものとする。
 - (1) 部長等が当該差異が要請の目的達成に支障があると判断するときは首席後方補給官に通知し、首席後方補給官が引渡しを行う仏軍に対し、受領できない旨を申し入れるものとする。
 - (2) 受領を行う場合にあつては、首席後方補給官が仏軍受諾証 2 通の品目若しくは数量欄の訂正又はその他の状態について、記事欄へ記入するものとする。
- 6 物品管理官は受領証明済仏軍受諾証の謄本を作成し、当該謄本をもって該当部長等に対する払出票を作成及び交付するとともに、物品管理簿増欄に受入数量を記入し、摘要欄に「日仏相互提供」と記入するものとする。

(物品の返還)

第 8 条 物品管理官は、前条第 6 項の受領証明済仏軍受諾証の謄本を首席後方補給官からの返還請求とみなし、物品を指定された時期までに、指定された場所に返還するものとする。

- 2 物品管理官又は物品補助者は、返還物品の仏軍受領者に受領証明済仏軍受諾証を提示し、返還物品の品目及び数量その他の状態を確認させるものとする。
- 3 物品管理官又は物品補助者は、物品の返還にあたり、仏軍受領者に受領証明済仏軍受諾証の第 2 8 欄へ署名させ、これを訓令第 1 0 条第 2 項に規定する決済の完了を証明する文書とする。
- 4 物品管理官は、物品管理簿の減欄に物品の返還数量を記入し、摘要欄に「日仏相互提供返還」と記入するものとする。

(償還のための検査調書の作成)

第9条 物品管理官は、償還による決済をする場合には、速やかに首席後方補給官に対して受領証明済仏軍受諾証を送付するものとする。

2 首席後方補給官は、前項により送付を受けた受領証明済仏軍受諾証の謄本2通を作成し、物品管理官に送付するものとする。

3 物品管理官は、前項により送付を受けた謄本2通のうち、1通を支出負担行為担当官に送付するものとする。

4 支出負担行為担当官は、訓令第11条第1項により送付された謄本上部欄外に「検査調書」と記載することにより、検査調書とみなす。

(償還の手続)

第10条 支出負担行為担当官は、検査調書を官署支出官に送付するものとする。

2 官署支出官は、検査調書と仏軍の会計機関から送付された請求書を審査し、請求書の発出の日から30日以内に支出を完了するものとする。

3 官署支出官は、前項の支出を完了した場合は、速やかに物品提供を要請した部長等及び首席後方補給官に通知するものとする。

(受領証明済仏軍受諾証等の記載事項の変更)

第11条 首席後方補給官は、物品管理官又は仏軍実施権者から、仏軍受諾証若しくは受領証明済仏軍受諾証の変更通知を受けた場合又はその他自らの変更を必要と認める場合は、速やかに仏軍実施権者及び物品管理官の合意を得て、当該正本の記事欄又は裏面に変更事項を記入し、署名又は職印を押印して修正を行い、関係先に謄本を送付するものとする。

2 物品管理官は、前項により受領証明済仏軍受諾証が修正され、決済方法が償還となった場合は、第9条に準じて手続を行うものとする。

第2節 提供の受諾

(物品の提供受諾手続)

第12条 首席後方補給官は、仏軍実施権者から発注証2通の送付を受けた場合は、日仏相互提供に該当することを確認した上で、写し1通を物品管理官に送付するものとする。ただし、仏軍実施権者から事前に要請内容について調整があり、既に物品管理官との調整が完了している場合は、本手続を省略することができる。

2 前項の発注証に記載された要請については、確認基準通達の定めるところにより、その受諾が適当であると認められることを確認した上で受諾するものとする。

3 首席後方補給官は、部長等及び物品管理官と調整し、提供が可能となった場合は、仏軍実施権者から送付された発注証(以下「仏軍発注証」という。)2通の記載事項を点検した後、受諾証を物品管理官に送付し、写し1通を仏軍実

施権者に送付するものとする。

なお、受諾証には、首席後方補給官が必要事項、階級、氏名及び所属を記入の上、下部欄外に受諾年月日を記入するものとする。

- 4 首席後方補給官は、部長等及び物品管理官と調整した結果、物品の提供が不可能な場合は、仏軍発注証の追加事項欄に提供不可能の旨を記載し、署名又は職印を押印した上で仏軍実施権者に返送するものとする。ただし、記載の際には、追加事項欄及び実施権者欄以外への記載を行ってはならない。

(物品の払出し等)

第13条 物品管理官は、受諾証2通に階級、氏名及び所属を記入して払出職員署名欄に署名又は職印を押印するものとする。

- 2 物品管理官は、仏軍受領者が持参した受諾証の写しで受領者を確認した後、受諾証2通に仏軍受領者に署名させ、1通を添付して物品を仏軍受領者に払い出し、受領証明済受諾証の謄本を作成し、保管するとともに、首席後方補給官に正本及び部長等に写しを送付するものとする。

- 3 物品管理官は、物品を払い出した場合は、当該物品の物品管理簿の貸出欄に払出し数量を、摘要欄に「日仏相互提供払出し」と記入するものとする。ただし、物品管理官は、物品の返還を受ける場所が他の部長等の所掌に係るときは、前項の受領証明済受諾証の謄本を2通作成し、1通を当該部長等へ送付するものとする。

(返還物品の受入れ等)

第14条 物品管理官は、前条第2項の受領証明済受諾証の謄本を首席後方補給官からの受入請求とみなし、仏軍からの返還物品の受入れを行うものとする。

- 2 物品管理官又は物品補助者は、物品の品目、数量及び状態を確認し、異状がなければ物品を受領するものとする。
- 3 物品管理官は、当該物品の貸付欄から受け入れた数量を減じ、物品管理簿の摘要欄に「日仏相互提供受領」と記入するとともに、部長等に通知するものとする。
- 4 物品管理官は、第2項の確認の結果、返還を受ける物品に異状があった場合は、当該異状の内容及び受領ができない旨を仏軍返還者に文書で明らかにし、直ちに物品提供を要請した部長等及び首席後方補給官に通知するものとする。

(受領証明済受諾証等の記載事項の変更)

第15条 首席後方補給官は、物品管理官又は仏軍実施権者から、仏軍受諾証若しくは受領証明済受諾証の変更通知を受けた場合又はその他の変更を必要と認める場合は、速やかに仏軍実施権者及び物品管理官の合意を得て、当該正本の記事欄に変更事項を記入し、署名又は職印を押印して修正を行い、関係先に

膳本を送付するものとする。

- 2 物品管理官は、前項の場合において、償還に変更する旨が記載された膳本の送付を受けた場合は、次の各号により処理するものとする。
 - (1) 当該物品の物品管理簿の払出し数量を貸付欄から減欄に記入変更するとともに、摘要欄に「日仏相互提供亡失」と記入するものとする。ただし、既に減欄に記入がされている場合には、摘要欄の「日仏相互提供払出し」を「日仏相互提供亡失」に訂正するものとする。
 - (2) 債権発生通知書を作成し、当該膳本の写しを添付して歳入徴収官に通知するものとする。
- 3 歳入徴収官は、前項第2号の通知を受けた場合には、速やかに仏軍の会計機関に対し、納入告知書を送付するものとする。この場合において、納入告知書の表面に手続取決め番号 J A - F R - 0 1 を記載するとともに、関連する受領証明済受諾証の写しを添付するものとする。

第3章 役務の相互提供

第1節 提供の要請

(役務提供の要請)

- 第16条 部長等は、仏軍に対し、役務の提供要請をする必要が生じた場合には、仏軍実施権者に対して、当該役務の名称、内容、受領時期、受領場所、決済区分その他必要な事項について調整を行い、その結果を首席後方補給官に通知するものとする。
- 2 首席後方補給官は、前項で通知された事項、階級、氏名、所属その他必要な事項を記入し、署名欄に署名又は職印を押印した役務に係る発注証（以下「役務発注証」という。）を3通作成し、2通を仏軍実施権者に送付するとともに、1通を保管するものとする。
- 3 首席後方補給官は、仏軍役務受諾証の写し1通の送付を受けた場合は、仏軍実施権者署名欄の欄外に接受年月日を記入して膳本を作成し、次の各号により送付するものとする。
 - (1) 役務の提供の要請を求めた部長等（以下「役務要請部長等」という。）に対して膳本1通
 - (2) 償還を行う場合は、支出負担行為担当官に対して膳本1通
 - (3) 役務決済を行う場合は、役務決済のための役務の提供をする部長等（以下「役務決済部長等」という。）に対して膳本1通
- 4 首席後方補給官は、役務決済を行う場合は、決済すべき役務内容について役務の提供としての手続を行うものとする。この場合において、役務発注証の記事欄に反対給付に係る役務発注証の要求番号を明記し、役務決済であることを明らかにしておくものとする。

(見積価格の設定)

第17条 首席後方補給官は、発注証の作成の段階で価格を設定することが困難な場合には、発注証に見積り得る役務の範囲及び当該役務に応じた償還の見積価格を記入するものとする。

(償還による役務の受領手続)

第18条 役務要請部長等又はその指定する者（以下「役務補助者」という。）は、役務を実施する仏軍に対して、仏軍役務受諾証の謄本を提示し、その身分を明らかにするとともに、受領の確認のための検査を実施するものとする。

2 役務補助者の指定手続は、事故、急患、故障等の緊急の事態を除き、会計事務に関する達第35条に準じて行うものとし、同達中の「給付」及び「契約」を「日仏物品役務相互提供」に、また、「検査官等」を「役務補助者」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 役務要請部長等又は役務補助者は、第1項の確認終了後、仏軍の提示する仏軍役務受諾証2通の受領者欄に階級、氏名及び所属を記入し、同署名欄に署名を行うとともに、1通を役務の受領と引替えに仏軍に渡すものとする。

4 役務要請部長等又は役務補助者は、仏軍が仏軍役務受諾証の正本2通を用意できなかった場合は、自己の保有する謄本の写しに階級、氏名及び所属を記入して署名欄に署名し、欄外に正本は事後実施権者間で作成される旨を記載し、受領の証明として仏軍に交付するものとする。

5 役務要請部長等は、受領証明済仏軍役務受諾証の正本を首席後方補給官に送付するとともに、謄本1通を作成し、支出負担行為担当官に送付するものとする。

6 支出負担行為担当官は、前項により送付された謄本上部欄外に「検査調書」と記載することにより、検査調書とみなす。

7 役務要請部長等は、役務の受領時において、仏軍役務受諾証に記載された役務の種類、数量及び質に差異があるときは、首席後方補給官に通知し、次の各号のいずれかにより処理するものとする。

(1) 役務要請部長等が当該差異が要請の目的達成に支障があると判断するときは、部長等が引渡しを行う仏軍に対し、受領ができない旨を申し入れるものとする。

(2) 受領を行う場合にあっては、首席後方補給官は仏軍役務受諾証2通の役務若しくは数量欄の訂正又はその他の状態について記事欄へ記入を行うものとする。

(役務決済による役務の受領手続)

第19条 役務要請部長等又は役務補助者は、役務を実施する仏軍に対し、仏軍役務受諾証の謄本を提示してその身分を明らかにするとともに、受領の確認

のための検査を実施するものとする。

- 2 役務補助者の指定手続は、事故、急患、故障等の緊急の事態を除き、会計事務に関する達第35条に準じて行うものとし、同達中の「給付」及び「契約」を「日仏物品役務相互提供」に、また、「検査官等」を「役務補助者」に、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 役務要請部長等又は役務補助者は、第1項の確認終了後、仏軍の提示する仏軍役務受諾証2通の受領者欄に階級、氏名及び所属を記入し、同署名欄に署名するとともに、1通を役務の受領と引替えに仏軍に渡すものとする。
- 4 役務要請部長等又は役務補助者は、仏軍が仏軍役務受諾証の正本2通を用意できなかった場合は、自己の保有する謄本の写しに階級、氏名及び所属を記入して署名欄に署名し、欄外に正本は事後実施権者間で作成される旨を記載し、受領の証明として仏軍に交付するものとする。
- 5 役務要請部長等は、受領証明済仏軍役務受諾証の正本を首席後方補給官に送付するとともに、謄本1通を作成し、役務決済部長等に送付するものとする。
- 6 役務要請部長等は、役務の受領時において、仏軍役務受諾証に記載された役務の種類、数量及び質に差異があるときは、首席後方補給官に通知し、次の各号のいずれかにより処理するものとする。
 - (1) 役務要請部長等が当該差異が要請の目的達成に支障があると判断するときは、部長等が引渡しを行う仏軍に対し、受領ができない旨を申し入れるものとする。
 - (2) 受領を行う場合にあっては、首席後方補給官は仏軍役務受諾証2通の役務若しくは数量欄の訂正又はその他の状態について、記事欄へ記入するものとする。

(償還の手続)

第20条 支出負担行為担当官は、検査調書を官署支出官に送付するものとする。

- 2 官署支出官は、検査調書と仏軍の会計機関から送付された請求書を審査し、請求書の発出の日から30日以内に支出を完了するものとする。
- 3 官署支出官は、前項の支出を完了した場合は、速やかに役務提供を要請した部長等及び首席後方補給官に通知するものとする。

(役務決済の実施)

第21条 首席後方補給官は、受領証明済仏軍役務受諾証の送付を受けた場合には、仏軍の受入れ時期、場所等を確認の上、役務決済部長等と調整し、役務決済を実施するものとする。

- 2 役務決済部長等は、前項に規定する役務の提供が完了した場合には、仏軍から決済の完了を証明する文書を受領しなければならない。ただし、仏軍からの

役務決済の完了を証明する文書の交付が受けられない場合には、受領証明済
仏軍役務受諾証の謄本の支払い受領職員の署名欄に、仏軍の受領者に必要事
項を記入させることにより、役務決済の完了を証明する文書とみなすことが
できる。

(受領証明済仏軍役務受諾証等の記載事項の変更)

第22条 首席後方補給官は、受領検査官、役務要請部長等又は仏軍実施権者か
ら、仏軍役務受諾証若しくは受領証明済仏軍役務受諾証の変更通知を受けた
場合又はその他変更を必要と認める場合は、速やかに仏軍実施権者、支出負担
行為担当官及び必要な協議先の職員の同意を得て、正本記事欄又は裏面に変
更事項を記入し、署名又は職印を押印して修正を行い、関係先に謄本を送付す
るものとする。

第2節 提供の受諾

(役務提供受諾手続)

第23条 首席後方補給官は、仏軍実施権者から発注証2通の送付を受けた場
合は、日仏物品役務相互提供に該当することを確認した上で、役務を仏軍に提
供する部長等(以下「役務提供部長等」という。)に写し1通を送付するもの
とする。ただし、仏軍実施権者から事前に要請内容について調整があり、既に
役務提供部長等との調整が完了している場合は、本手続を省略することができ
る。

2 前項の発注証に記載された要請については、確認基準通達の定めるところ
により、その受諾が適当であると認められることを確認した上で受諾するもの
とする。

3 首席後方補給官は、部長等と調整し、提供が可能となった場合は、仏軍実施
権者から送付を受けた役務発注証(以下「仏軍役務発注証」という。)2通の
記載事項を点検した後に、役務受諾証を役務提供部長等に送付し、写し1通を
仏軍実施権者に送付するものとする。

なお、役務受諾証には、首席後方補給官が必要事項、階級、氏名及び所属を
記入の上、欄外に受諾年月日を記入するものとする。

4 首席後方補給官は、部長等と調整し、役務の提供が不可能な場合は、仏軍役
務発注証の追加事項欄に提供不可能の旨を記載し、署名又は職印を押印した
上で仏軍実施権者に返送するものとする。

(役務の提供)

第24条 役務提供部長等は、役務受諾証2通に階級、氏名及び所属を記入して
役務実施権者の署名欄に署名又は職印を押印するものとする。

2 役務提供部長等又はその指定する者は、仏軍の受領者が持参した役務受諾
証の写しで受領者を確認し、役務の提供後、役務受諾証2通に仏軍の受領者に

署名させ、1通を仏軍受領者に交付し、1通を首席後方補給官に送付するとともに、謄本2通を作成し保管するものとする。

- 3 役務提供部長等は、他の規則等に基づき部内で作成すべき書類、帳簿への登記を実施する際には、摘要欄等に「日仏相互提供」と記入するものとする。
- 4 首席後方補給官は、役務決済の返還先が他の部長等の所掌に係るときは、受領証明済役務受諾証の謄本1通を作成し、所掌に係る部長等へ送付するものとする。

(役務決済の受領)

第25条 仏軍から決済のための役務を受領する部長等(以下「役務受領部長等」という。)は、仏軍の提供時期、場所等を確認の上、役務を受領することができる。

- 2 前項による役務を受領する者は、携帯した受領証明済役務受諾証の写しにより、仏軍から決済を受ける内容を確認しなければならない。
- 3 役務受領部長等は、役務の受領の完了を証明する文書の交付に代え、受領証明済役務受諾証の謄本の返還役務受領職員欄(第28欄)に氏名、階級及び所属を記入し、署名又は職印を押印するものとする。

(役務提供に伴う提供物品の処理)

第26条 首席後方補給官は、役務の提供に伴い、物品の提供を行う場合は、次の各号により処理するものとする。

- (1) 事前調査の段階で判明している物品については、仏軍実施権者に役務とは別に仏軍発注証を作成するよう調整するものとする。
 - (2) 役務実施段階で提供する必要が生じた物品については、前号に準じて処理するものとする。ただし、当該物品が役務提供部長等に払出されている消耗品であって、軽微なものについては、あらかじめ物品管理官と当該物品の品目、数量、返還時期、返還場所その他必要な事項を調整した上で、当該物品の提供を記載した受領証明済役務受諾証の謄本1通を物品管理官に送付し、当該物品の提供の手続を行うことができる。
- 2 前項にかかわらず、あらかじめ返還することが同意された輸送役務に伴う燃料については、次の各号により処理するものとする。
 - (1) 役務提供部長等は、あらかじめ燃料の使用見積量をもとに、返還時期、返還場所その他必要な事項について、物品管理官と調整を行うものとする。
 - (2) 役務提供部長等又はその指定する者は、仏軍の役務受領者に受領証明済役務受諾証を交付する前に、記事欄に使用燃料の数量及び当該燃料が物品による返還である旨並びに返還の時期、場所その他必要な事項を記入した上で、上記の内容について首席後方補給官に通知するものとする。
 - (3) 役務提供部長等は、役務の提供完了後、受領証明済役務受諾証の謄本1通

を物品管理官に送付するものとする。

(4) 返還を受ける場合の手続は、第14条に準ずるものとする。

(受領証明済仏軍役務受諾証等の記載事項の変更)

第27条 首席後方補給官は、役務提供部長等又は仏軍実施権者から、役務受諾証若しくは受領証明済役務受諾証の変更通知を受けた場合又はその他自らが変更を必要と認める場合は、速やかに仏軍実施権者及び役務協議者の同意を得て、正本記事欄又は裏面に変更事項を記入し、署名又は職印を押印して修正を行い、関係先に謄本を送付するものとする。

(債権発生通知等)

第28条 役務提供部長等は、役務受諾証において償還が合意されている場合は、債権発生通知書を作成し、受領証明済役務受諾証の謄本1通を添付して歳入徴収官に通知するものとする。ただし、首席後方補給官自らが役務提供部長等からの通知に基づき、債権発生通知を作成することを妨げない。

2 前項の通知を受けた歳入徴収官は、第15条第3項に準じて手続を行うものとする。

第4章 物品又は役務の価格

(物品の提供価格)

第29条 仏軍に提供される物品の価格は、提供を行う時点において、決済区分が同一物品又は同種、同等若しくは同量物品による返還であっても、当該時点における単価を物品管理簿に基づき受諾証に記入しておくものとする。

第5章 税法に係る手続

(税法に係る手続)

第30条 訓令第47条に規定する幕僚長の指定する者とは、支出負担行為担当官及び官署支出官とする。

第6章 雑則

(発注証の発簡番号等)

第31条 発注証の要求番号は、JS-FR-001の例により付与するものとし、下3けたの数字は年度で更新する。

2 発注証等への記載は英文で行い、署名を除き活字体とする。

3 首席後方補給官は、次官通達別紙様式に定められた様式に準じて発注証整理簿を作成し、5年間保存するものとする。

(送り状の特例等)

第32条 次の各号に掲げるものについては送り状とみなし、訓令第8条第1項、第17条第1項、第27条第1項、第35条第1項又は同条第2項の手続が行われたものとする。

(1) 決済区分が償還の場合

- ア 受領証明済受諾証又は受領証明済役務受諾証が添付された納入告知書
- イ 受領証明済仏軍受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証が添付された仏軍請求書

- (2) その他の場合 受領証明済受諾証
(発注証等の特例)

第33条 首席後方補給官は、仏軍発注証等の正本が入手できない場合は、発注証等に所要事項の記載及び職印の押印を行い、仏軍実施権者の署名等の欄に、日本文で正本が入手できなかった理由を記載し、正本が入手できるまでの間は、当該文書を正本に準じて取り扱うものとする。

(不具合事項の協議)

第34条 部長等は、日仏物品役務相互提供の実施に関し、不具合事項の発生を認めた場合は、次の各号の事項を速やかに首席後方補給官に通知するものとする。

- (1) 不具合事項発生又は認知年月日
 - (2) 不具合事項発生を認知した者の階級、氏名及び所属
 - (3) 不具合事項の概要
 - (4) 関連する発注証等の要求番号
 - (5) その他参考となる事項
- 2 首席後方補給官は、前項の通知又は仏軍実施権者から同様の通知を受けた場合は、速やかに状況の把握を行い、不具合事項が事実と認めた場合は、物品管理官、役務提供部長等、仏軍実施権者又はその他必要な者に対し、適切な物品への交換、役務の追加給付、決済区分の変更又はその他必要な措置を要請するものとする。

附 則

この達は、令和元年6月26日から施行する。